

《ロゴマーク利用規約》

平成31年3月28日

一般社団法人枚方青年会議所

【目的】第1条 本規約は、ロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

【ロゴマーク】

第2条 ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

【ロゴマークに関する権限】第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、一般社団法人枚方青年会議所に属する。(以下「枚方青年会議所」という。)

【使用の基準等】

第4条 ロゴマークを使用する者は、本規約を遵守しなければならない。

1 別紙の使用申込書に必要事項を記載の上、枚方青年会議所に送付し事前許可を得るものとする。

2 ロゴマークは次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

(1)枚方青年会議所の信用又は品位を害するものと認められる場合

(2)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

(3)第三者の利益を害すると認められる場合

(4)特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

(5)ロゴマーク使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合

(6)その他、枚方青年会議所が不相当と認めた場合

【使用の停止等】第5条 枚方青年会議所は第4条に照らし必要があると認める場合には、ロゴマークを使用している者に対して、ロゴマークの使用の停止等を指示することができる。

【使用の管理等】第6条 枚方青年会議所はロゴマークを使用する者から、使用状況について報告を求め、又はロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

【事故、苦情等の処理】第7条 ロゴマークを使用した施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下に必要な措置を講ずるものとし、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

【規約の改訂】

第8条 本規約は事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

附則 本規約は、平成31年3月28日から施行する。

《ロゴマーク利用ガイドライン》

■原則として下記2パターンでの配色利用とする。



カラー



R : 0 G : 162 B : 154
C : 80 M : 10 Y : 45 K : 0



白黒

■ロゴマーク+キャッチコピーでの利用は配色問わず、原則として下記2パターンでの利用とする。



ひらかた
ええもん ええとこ
くらわんか！



ひらかたええもんええとこくらわんか！

■ロゴの表示は独立性、識別性をもたせるため下記アイソレーションを確保すること。



基準をA寸法とし、四方に
アイソレーションを確保すること。

■その他配色・配置での利用は枚方青年会議所の事前承認を得た場合のみ許可するものとする。

【ひらカッター利用ガイドライン】

- ひらカッターとは・・・枚方ロゴマークを組み込んだキャラクター
- その他配色・配置での利用は枚方青年会議所の事前承認を得た場合のみ許可するものとする。



未来を切りひらく、ひらカッター！

【枚方ロゴマークを用いた凡例】

- ロゴマークを用いたドリンクコースター
- ひらカッターを用いたシール

